

## 令和6年度年末たすけあい募金

# 事業配分のご案内

緊急的に食料や生活物品等の支援を必要とされている方や、社会的孤立状態にあり支援を必要としている方等、地域で暮らす誰もが、安心して地域生活を過ごすことができるように、年末たすけあい募金の一部を『神奈川区民のみなさんが自主的に企画し参画する福祉事業』へ配分します。

### <配分対象期間>

【A期間】令和6年10月1日(火)～令和7年3月31日(月)

【B期間】令和7年4月1日(火)～令和7年9月30日(火)

<申込期間> ※いずれも土日祝を除く 9:00～17:00 とさせていただきます。

【A期間に実施する事業】令和6年8月1日(木)～30日(金)

※8月26日(月)～28日(水)は、工事により建物への立入が禁止されるため、区社協窓口での申込はできません。

【B期間に実施する事業】令和7年2月3日(月)～28日(金)

## 1 対象となる団体

### (1) 地域団体

地区社会福祉協議会 / 地区民生委員児童委員協議会 / 地区連合町内会 / 単位町内会

1. 地区連合からの申込の上限額は、当該連合の本年度年末たすけあい募金実績額(12月末までの受付分)以内とします。
2. 申込むことのできる事業数は、【A期間】【B期間】合わせて5事業までとします。  
また、【A期間】に実施予定だった事業の【B期間】への変更は、令和6年度に限り可能とします(令和7年度は【A期間】で3事業、【B期間】で3事業までとする予定です)。
3. 地区連合内のとりまとめは地区社会福祉協議会で行ってください。
4. 募金実績により配分額を決定します。
5. 単位町内会への配分額は、本年度年末たすけあい募金実績額(12月末まで受付分)の80%以内となる場合があります。

### (2) 福祉団体

障がい当事者団体 / ボランティア団体 / 障害者地域活動ホーム / 地域活動支援センター作業所型 / 障害福祉サービス事業所 / 中途障害者地域活動センター / 障害者グループホーム

1. 神奈川区内を中心に活動している福祉団体が対象です。法人は、**社会福祉法人**または特定非営利活動法人(一般・認定・指定)もしくは一般・公益社団法人(作業所・グループホームを運営している団体に限る)が対象となります。
2. 申込は1団体につき1事業です。共催の場合は代表団体が申請してください。
3. 親子サークルや老人会、趣味サークル、同好会等が行う「主に自助を目的とする事業(自主事業)」「介護予防事業」は対象外とします(ただし、障がい当事者の自主活動は対象とします)。
4. ボランティア団体で、区社協ふれあい助成金(要援護者支援区分)の助成を受けている団体が別の単発事業を申請する場合、申請額は基準の80%以内となります。ただし、同じ事業での申請はできません。

## 2 対象となる事業

### 分野1 高齢者支援事業（65歳以上の高齢者を対象とした事業）

ひとり暮らし高齢者または高齢者世帯のみからの参加があり、かつ参加者のうち1/3以上が高齢者であること。

### 分野2 児童を対象とした事業

参加者のうち1/3以上が18歳以下の児童であること。

### 分野3 障がい児・者支援事業（障がい児・者を対象とした事業）

参加者のうち1/5以上が障がい児・者であること。

### 分野4 施設と多くの住民が参加する地域福祉交流事業

福祉施設や地域作業所等と世代を超えた多くの住民が参加する行事等。

※この分野のみ重複申込できません。

#### <他の助成金との重複等に係る注意点>

1. 同一事業について、神奈川区社協ふれあい助成金の併用はできません。
2. 県共同募金会、各種基金等からの補助・委託を受けている事業との重複はできません。
3. 令和6年度年末たすけあい募金【施設配分】との重複はできません。
4. 横浜市社協の福祉バスを利用する事業は対象外です。

## 3 配分金額の基準と上限

- 配分申込額の上限は配分基準表（下表）に基づきます。
- 総予算額に対して **20%以上の自主財源が必要**です。  
配分申込額は千円未満を切り捨ててください。
- ボランティア団体で、区社協ふれあい助成金(要援護者支援区分)の助成を受けている団体が区社協ふれあい助成金事業とは別の事業を申請する場合、申請額は下記基準の80%以内とします。  
※ふれあい助成金の助成を受けた事業と同一の事業での申請はできません。〈再掲〉
- **事業実施時の人数が申請時の対象人数を下回った場合は、配分金を減額する場合があります。**
- **担い手を対象者にカウントすることはできません。**

【分野1】 高齢者支援事業 (65歳以上の高齢者を対象とした事業)	
対象者数	申込上限額
10～30名	30,000円
31～50名	50,000円
51～80名	80,000円
81名以上	100,000円

【分野3】 障がい児・者支援事業 (障がい児・者を対象とした事業)	
対象者数	申込上限額
5～10名	30,000円
11～20名	50,000円
21～30名	80,000円
31名以上	100,000円

【分野2】 児童を対象とした事業 (18歳以下の児童を対象とした事業)	
対象者数	申込上限額
10～30名	30,000円
31～50名	50,000円
51～80名	80,000円
81名以上	100,000円

【分野4】 施設と多くの住民が参加する 地域福祉交流事業	
対象者数	申込上限額
50～100名	30,000円
101～200名	50,000円
201～300名	70,000円
301～400名	100,000円
401名以上	150,000円

<重複申込について>

【分野1】～【分野3】の複数分野を対象にして行う事業の場合、申込金額上限は、分野ごとの申込上限金額の合計(2つまでの分野を選択)の**80%以内**となります。

ただし、【分野4】施設と多くの住民が参加する地域福祉交流事業は、他の分野との重複申込はできません。

**(例)【分野1】と【分野3】の重複申込の場合**

高齢者が30名→申込上限額は30,000円【分野1】

障がい者が11名→申込上限額は50,000円【分野3】

(【分野1】30,000円+【分野3】50,000円)×80%=64,000円(実際の申込額の上限)

**4 配分予算額 (総予算額)**

予算総額：7,500,000円 (地域団体6,200,000円 / 福祉団体1,300,000円)

A・Bそれぞれの期間における申込総額が、当該期間の配分予算額を超えた場合、各団体への実際の配分額が申込金額を下回る場合があります。

**5 配分の流れ (申込～配分)**

**1年間を二つの期間に分け、事業の実施予定の期間に応じて申込を受付けます。〈再掲〉**

**【A期間】令和6年10月1日(火)～令和7年3月31日(月)**

**【B期間】令和7年4月1日(火)～令和7年9月30日(火)**

※本配分金は、事業実施後の配分となります(配分金の前渡しは行いません)

<大まかな流れ>



<1. 申込>

**【受付期間】**

A期間に実施する事業：令和6年8月1日(木)～30日(金)

B期間に実施する事業：令和7年2月3日(月)～28日(金)

※いずれも土日祝を除く9:00～17:00とさせていただきます。また、8月26日(月)～28日(水)は、工事により建物への立入が禁止されるため、区社協窓口での申込はできません。

**【受付方法】**

郵送または窓口での提出

※ご提出いただいた書類に不備があった場合には、修正等のために窓口にお越しいただくことがあります。

※窓口での提出を希望される場合は、事前にご連絡ください。

**【提出書類】**

配分申込書(様式1)

※地域団体(地区社協・地区民児協・地区連合・単位町内会)が申込される場合は、地区社協会長の署名または記名押印が必要となります。

## <2. 審査>

助成金総合審査委員会にて、配分の可否や配分予定額等について決定します。

## <3. 配分通知>

A 期間に実施する事業：10月上旬までに申込団体全てに審査結果を文書にて通知します。

B 期間に実施する事業：4月上旬までに申込団体全てに審査結果を文書にて通知します。

## <4. 事業の変更等>

- やむを得ない事情により事業内容等に変更が生じた場合は、速やかに事務局までご連絡ください。
- **先に申請した内容の一部を変更等した場合には「内容変更届」をご提出ください。**
- 天候等により行事を中止する場合でも、準備のために必要経費を支出した場合には、助成の対象となることがありますので、ご相談ください。
- 事業実施時の人数が、申請時の対象人数を下回った場合は、配分金を減額する場合があります。  
(再掲)
- **【A 期間】に実施を予定していた事業を【B 期間】に変更する場合も、「内容変更届」にて「実施日」の変更を行ってください。**

なお、予算の未使用分は次年度の財源として活用しますので、財源確保にご協力くださいますようお願いいたします。

## <5. 配分方法>

ア. 事業終了後、速やかに（1か月以内）に次の書類・帳票を提出してください。

提出書類：事業報告書（様式 2-1）・収支決算書（様式 2-2）/配分請求書（様式 3）/通帳コピー（表紙と 1 ページ目）/開催事業のチラシと**当日の様子が見える写真（データ提出可）**

確認帳票：収支報告書に対応する領収証（原本）※領収証は確認後、お返しします

**イ. 毎月 15 日を報告書の締日とし、当該締日の属する月の末日までに配分金を振込みます。**

## 6 注意事項

1. 申込内容によっては配分できない場合があります。
2. 申込書や報告書類に虚偽の内容が記載されている場合は、配分額の減額や配分取消を行います（交付済の場合、返還していただきます）。
3. 報告書類は精査し、対象事業及び配分基準に準じた対象経費を確認させていただきます。
4. 総予算額に対して **20%以上の自主財源が必要**です。（再掲）
5. 地区連合への配分額の総額は、連合全体の本年度年末たすけあい募金実績額（12 月末までの受付分）以内とします。（再掲）
6. 単位町内会への配分額は、本年度年末たすけあい募金実績額（12 月末までの受付分）の 80%以内となる場合があります。（再掲）
7. **物品購入費について、申請事業実施に必要な備品の購入に配分金を充てられる場合は、あらかじめ事務局までご相談ください。**

## 7 共同募金運動への協力

事業実施の際にはチラシ・次第等に「**年末たすけあい配分事業**」と明記をお願いします。

また、配分が決定した団体は、10月1日から実施される赤い羽根共同募金運動及び12月から実施される年末たすけあい募金等へのご協力（街頭募金等）を可能な範囲でお願いします。

## 8 改正ポイントまとめ

項目	R 5 年度	R 6 年度 (今回)
1. 配分対象期間 (= 配分対象となる事業の実施時期による期間の分類)	10 月～翌年 9 月までの 1 年間を一つの期間として考える	10 月～翌年 9 月までの 1 年間を以下のように二分する 【A 期間】 10 月～3 月 【B 期間】 4 月～9 月
2. 申込期間	8 月中	【A 期間】 については 8 月中、【B 期間】 については 翌年 2 月中
3. 地域団体の配分対象事業数の上限	1 年間で 5 事業まで	同左 (【A 期間】 【B 期間】 通じて 5 事業まで)
4. 社会福祉法人への配分制限	社会福祉法人は対象外	社会福祉法人を配分対象に追加
5. 事業実施時期の変更手続	【内容変更届】 を提出	同左
6. 配分金の振込時期	時期により異なる	毎月 15 日を報告書締日とし、その月の末日までに振込

## 9 スケジュールまとめ

	【A 期間】	【B 期間】
1. 配分対象期間	令和 6 年 10 月 1 日 (火) ～令和 7 年 3 月 31 日 (月)	令和 7 年 4 月 1 日 (火) ～令和 7 年 9 月 30 日 (火)
2. 申込受付期間 (いずれも土日祝を除く 9:00～17:00)	令和 6 年 8 月 1 日 (木) ～30 日 (金) ただし、26 日 (月) ～28 日 (水) は建物立入禁止につき窓口での申込不可	令和 7 年 2 月 3 日 (月) ～28 日 (金)
3. 配分通知	令和 6 年 10 月上旬までに申込団体全てに審査結果を文書にて通知します。	令和 7 年 4 月上旬までに申込団体全てに審査結果を文書にて通知します。
4. 報告書提出期限	事業実施から 1 か月以内	
5. 配分金振込時期	毎月 15 日を報告書の締日とし、当該締日の属する月の末日まで	

社会福祉法人 横浜市神奈川区社会福祉協議会

〒221-0825

横浜市神奈川区反町 1-8-4 はーと友神奈川 1F

電話：045-311-2014 / FAX：045-313-2420

メール：info@kanakushakyo.com

